

山梨県公報

第四百十一号

令和五年

九月十四日

木曜日

目次

- 家畜伝染病の発生……………五八九
- 道路の供用開始……………五八九
- 道路の区域変更(二件)……………五八九
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五九〇

告示

山梨県告示第二百十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和五年九月十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	一	富士河口湖町	令和五年九月四日

山梨県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年十月五日まで一般の縦覧に供する。

令和五年九月十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甘利山公園線	斐崎市大草町若尾字竹ノ下四三番一地先から 斐崎市龍岡町若尾新田字海老島一三番一地先まで	八〇・〇	令和五年九月十四日

山梨県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年十月五日まで一般の縦覧に供する。

令和五年九月十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 日野春停車場線
- 道路の区域

区間	旧新 の別 (メートル)	延長 (メートル)
北杜市須玉町若神子字鯨四二二番一一地先から 北杜市須玉町若神子字西林官有無番地先まで	旧 六・六 二八・四	八四五・九
北杜市須玉町若神子字鯨四二二番一一地先から 北杜市須玉町若神子字西林官有無番地先まで	新 六・六 四八・三	八四五・九
北杜市須玉町若神子字鯨四二二番一一地先から	新 九・五 四四・五	五一九・三

北杜市須玉町境之沢字鯨四一六三番地先
ま
で

山梨県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年十月五日まで一般の縦覧に供する。

令和五年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間	旧新敷地の幅員の別（メートル）		延長（メートル）
	新	旧	
北都留郡小菅村字棚沢二八六八番八地先から 北都留郡小菅村字棚沢二八六八番八地先まで	一四・九 二五・七	一〇・五 一六・三	二八・五

山梨県告示第二百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和五年九月八日
- 二 指定道路の位置 都留市桂町八百六十三番四
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル

四 指定道路の延長 四十一・四九メートル